

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月二十五日
第二千二百八十九号 金曜日

に公布する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取縣知事 西尾愛治

◇鳥取縣規則第二号

鳥取縣建築基準法施行細則の一部を改正する規則

鳥取縣建築基準法施行細則（昭和二十五年十二月鳥取縣規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第四條に次の二項を加える。

2 省令第一條第一項の規定により一級建築士が作成した設計図書については、構造計算書を省略することができる。

第十六條の二、左の各号に掲げる建築物の許可をうけよ

（許可申請書）

- ◆規則 鳥取縣建築基準法の一部改正
- ◆告示 鳥取縣船鑑札交付手數料、徵收規則
- ◆告示 酒津付長候補者の資格確認申請期日指定
- ◆告示 東郷湖尻浚渫普通水利組合廃止の認可
- ◆告示 昭和二十五年六月県告示第二百八十八号の廢止
- ◆正誤 昭和二十六年度市町村農業共済組合専任職員資格試験実施規則
- ◆正誤 昭和二十七年県規則第一号（鳥取縣府事務專決及び代決規程の一部改正規則）中訂正
- ◆正誤 昭和二十七年一月選舉管理委員会告示第三号中訂正

うとする者は、別記第五号様式による申請書正副二通に省令第一條に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

一 法第四十九條各項但書又は法第五十條第二項但書の許可

若しくは同條第四項但書の規定による建築物の建築

（許可）

二 法第五十三條第一項の規定による建築物の敷地の位置に関する許可

三 法第五十七條第一項但書の規定による建築物の高さに関する許可

四 法第八十五條第三項から第五項までの規定による仮設建築物の建築又は存続の許可

（許可証の交付）

第十六條の三 知事は、前條の許可申請について審査の結果支障がないと認めた場合においては、申請者に許可証を交付する。

（許可申請書の内容変更）

第十六條の四 第十六條の二の規定により許可をうけた

建築物について申請書の内容を変更しようとする場合においては、第十六條の二に準じて許可申請書を作成し、これに許可証を添えて知事に提出しなければならない。

・附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記第五号様式（規格B）

正

建築許可申請書

（注意）記入については、副本の下欄注意事項をよく読んで下さい。

建築基準法第一條第一項但書の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は事実に相違ありません。

年 月 日 申請者 氏名 印
鳥取県知事 殿

1. 建築主住所 氏名	電話第 番		
2. 代理人住所 氏名	電話第 番		
3. 設計者資格 住所 氏名	級建築士登録第 号 電話第 番		
4. 工事施工者 住所 氏名	建築業者登録第 号 電話第 番		
5. 敷地 イ ロ ハ 地名 番地 用途 地域 工 業 指 定 な し	その他区域 ※ 地域、地区		
6. 用途	7. 工事種別 新築、増築、改築、移転		
申請部分	申請以外の部分		
合	計		
11	※		
8. 敷地面積			
9. 建築面積			
10. 延べ面積			
12. 工事着手予定日	年 月 日	13. 工事完了予定期日	年 月 日
14. 許可を必要とする理由			
※受付欄	※消防関係同意欄	※許可番号欄	
年 月 日 建第 号 係員 印		年 月 日 建第 号 係員 印	
備考			

00723

建築許可申請書

副

許可証印欄	この申請書及び添附図面に記載の建築物は建築審査会の同意を得て許可になりましたから交付します。		
1. 建築主住所 氏名	電話第 番		
2. 代理人住所 氏名	電話第 番		
3. 設計者資格 住所 氏名	電話第 番		
4. 工事施工者 住所 氏名	電話第 番		
5. 敷地名番 イロハ	地名番	用途 住居、商業、準工業 工業 指定なし	他の区域 地域、地区
6. 用途	※		
	申請部分	申請以外の部分	合計
7. 工事種別	新築、増築、改築、移築		
11. 空地比			
8. 敷地面積			
9. 建築面積			
10. 延べ面積			
12. 工事着手予定日	年 月 日	13. 工事完了予定期日	年 月 日
14. 許可を必要とする事由			

「注意」(1) ※のある欄は記入しないで下さい。
 (2) 4欄は工事施工者未定の場合は空欄にしておいて下さい。
 (3) 5のロ、ハ、ヘ、欄及び7欄は該当するものを○で囲んで下さい。
 (4) 6欄はできるだけ具体的に書いて下さい。
 (5) 数字は算用数字を用い単位はなるべくメートル法として下さい。
 (6) 3、4欄の登録番号のないものは記入しないでもよい。

00724

鳥取県船鑑札交付手数料徴収規則をここに公布する。

昭和二十七年一月二十五日

◆鳥取縣規則第三号

鳥取県船鑑札交付手数料徴収規則

地方公共団体手数料令（昭和二十六年政令第三百四十
一号）に基きこの規則を定める。第一條 船鑑札規則（明治四十年五月遞信省令第二十四
号）の規定による船鑑札の交付を受けた者は、この規
則の定めるところにより次の各号に掲げる手数料を納
付しなければならない。但し、國又は地方公共団体が
交付を受けた場合にあつては、この限りでない。一 船鑑札規則第四條の規定に基く船鑑札交付手数料
汽船及び機関を有する帆船

一隻につき 六百円

機関を有しない帆船

一隻につき

四百円

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

- (1) 積量の変更以外に係る場合
汽船及び機関を有する帆船
一隻につき 四百五十円
- (2) 積量の変更以外に係る場合
機関を有しない帆船
一隻につき 三百円
- (3) 積量の変更以外に係る場合
汽船及び機関を有する帆船
一隻につき 百円

第二條 前條の手数料は、交付を受けたとき知事の発行
する納額告知書により納付しなければならない。第三條 既納の手数料はいかなる理由があつても還付し
ない。

二 船鑑札規則第十一條（第九條に係る部分を除く）

鳥取縣公報

第二千二百八十号

昭和二十七年一月二十五日

(第三種郵便物認可)

五

00727

四、輸送期日 昭和 年 月 日から 月 日まで 西部 米子市西町 鳥取大學医学部

五、加工場所

六、原料所有者 住所 氏名

右相違ないことを證明する。

年 月 日

氏名

二、受驗資格

(一) 旧制農学校、新制農業高等学校卒業以上の学力を有するもの並びに本年三月卒業見込のものについては別途受驗者に通知する。

市町村長 氏名 國

◇鳥取縣告示第二十九号

昭和二十六年度市町村農業共済組合専任職員(技術及び事務職員)の資格試験を次の通り実施する。

昭和二十七年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、期日及び場所

(一) 期日 昭和二十七年二月二十二日から二十三日まで 二日間

二、場所

東部	鳥取市吉方 總農業共済組合連合会
中部	東伯郡倉吉町 郡農業協同組合連合会

三、出願手續

(一) 受驗者は次の書類各一通を県農業共済組合連合会に當該支部經由の上知事宛提出すること。

- 1、受驗願書 別紙様式(一)
- 2、履歴書 別紙様式(二)

00728

3、学校卒業証明書又は卒業見込証明書

4、受驗資格者であることを證明する資料(試験研究、農業改良普及員の証明書、現に農業共済組合に勤務中のものは当該農業共済組合長の証明書)

(二) 受驗願書の受付を了したものに對しては受驗資格の受付期間終了後資格試験委員会において受驗資格の有無を判定しその結果を出願者に通知する。

この際受驗有資格者と認定されたものに對しては受驗票を送付する。

四、受驗願書の受付

自昭和二十七年二月五日

至昭和二十七年二月十五日

五、試験

筆記試験 口頭試問及び人物考査

筆記試験

農業災害補償法

農業共済団体組織

任意共済事業

作文

(一) 口頭試問

農業氣象

家畜、飼育、管理、生理衛生

育蚕、桑樹病害

養蚕一般

病虫害防除

栽桑、桑樹病害

水稲、陸稻、栽培技術

麦栽培技術

土壤肥料

会計経理

事業一般、損害防止、損害評価

農作物共済事業

蚕繭共済事業

家畜共済事業

水稻、陸稻、栽培技術

土壤肥料

(二) 農業共済事業に從事する上に必要な農政時事問題及び社會常識について行う。

00731

五 三 九 收入証紙並びに物品の出納命令(県会計規則第二百二十六條)

(自治法第一百九十九条)
委員会規則第六四條

九 縣稅外收入金の未納督促(県会計規則第二百六條)

(自治法第一百九十九条)
委員会規則第六六條

五 二 三 統計調査事務所

三 統計調査事業所

七 二 一 生活保護法による救助費

一 生活保護法による扶助費

八 一 二 役員欠けつ

役員けん欠

九 四 通牒

通報

一 一 三 五 森林災害

五 森林火災

一 五 河港課

河港課

一 七 二 八 改良便所の施設々置揭示

八 改良便所の施設々置指示

一 七 三 十二 定期予防接種の実施(法第六五條)

十一 定期予防接種の実施(法第五條)

二 二 八 訴訟参加の決定(法第六十條)

八 訴訟参加の決定(法第六十四條)

昭和二十七年一月十六日選舉管理委員会告示第三号中誤植があつたので次とのとおり訂正する。

正

東部海区

一、七四〇

一、一〇一八

一、九〇五

昭和二十七年一月二十五日印刷
昭和二十七年一月二十五日發行 鳥取縣公報
(昭和四年四月十五日)
(第三種郵便物認可)

發行者 鳥取縣 鳥取市 東町 取
印刷所 鳥取縣 鳥取市 東町 取
印 刷 所 鳥取縣 印 刷 所